

久留米市校区青少年育成協議会連絡会議会則

第1条 (名 称)

この会は、久留米市校区青少年育成協議会連絡会議(略称、久留米市青少協連絡会議)とする。

第2条 (事務局)

この会の事務局を久留米市青少年育成センター内に置く。

第3条 (目 的)

この会は、校区青少協間の情報交換、親睦、交流並びに学校、家庭、地域社会の連携を密にとり、主体的な活動を推進するとともに、地域性を生かした青少年の健全育成を推進していくことを目的とする。

第4条 (事 業)

この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 校区青少協に共通する課題の解決に必要な諸活動の実施。
2. 市民会議等の活動に関する連絡協議及び参加協力。
3. 青少年健全育成関係機関や団体との情報交換。
4. その他、目的達成に必要な事項。

第5条 (組 織)

この会は、久留米市内校区青少年育成協議会をもって組織する。

第6条 (役 員)

1. この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名
2. 理事は、各ブロックより選出されたものをあてる。
3. 会長、副会長は、理事の互選により選出する。
4. 監事は、会長が委嘱する。

第7条 (役員の仕事)

1. 会長は、この会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、ブロック間の協議、連絡にあたる。
4. 会長、副会長は、市民会議の理事となる。
5. 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8条 (役員の仕事)

役員の仕事は2年とし再任を妨げない。欠員が生じた場合は当該ブロックより補充し、残存期間とする。

第9条 (ブロック割)

校区青少年育成協議会を次のようにブロック分けする。

1. 屏水ブロック (大橋・善導寺・草野・山本)
2. 良山ブロック (山川・御井・合川)
3. 明星・青陵・高牟礼ブロック (上津・東国分・青峰・高良内)
4. 櫛原・諏訪・宮の陣ブロック (西国分・金丸・日吉・南薫・宮ノ陣)
5. 城南・江南ブロック (篠山・京町・荘島・鳥飼・長門石・小森野)
6. 荒木・筑邦西・牟田山ブロック (南・津福・荒木・安武・大善寺)
7. 北野ブロック (金島・大城・北野・弓削)
8. 田主丸ブロック (柴刈・川会・竹野・水縄・水分・田主丸・船越)
9. 三瀧ブロック (三瀧・犬塚・西牟田)
10. 城島ブロック (城島・江上・青木・下田・浮島)

第10条 (会 議)

1. この会の会議は次のとおりとする。
 - (1) 総 会
 - (2) 理事会
 - (3) 会長・事務局長会
 - (4) ブロック会
2. 総会は毎年1回開催し、会則の改廃、役員承認などの基本的事項を審議、決定する。
3. 総会は各校区の会長、事務局長をもって構成し、会長が議長となる。
4. 理事会、会長・事務局長会は必要に応じて会長が招集し、議長となる。
5. 会長・事務局長会は校区青少協会会長・事務局長をもって組織する。
6. ブロック会は必要に応じてブロック長が招集し、議長となる。

第11条 (経 費)

この会の経費は、久留米市補助金及びその他の経費をもってあてる。

2. 会計は、事務局が行う。

第12条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 (その他)

この会則に定めるもののほか、運営等について必要なことは、理事会の同意を得て会長が定める。

付 則

- (1) この会則は、昭和60年4月1日より施行する。
- (2) この会則は、平成元年5月18日一部を改正し施行する。
- (3) この会則は、平成3年4月1日一部を改正し施行する。
- (4) この会則は、平成4年6月16日一部を改正し施行する。
- (5) この会則は、平成7年4月26日一部を改正し施行する。
- (6) この会則は、平成25年7月12日一部を改正し施行する。